



定期健康診断

忙しいなどと言わず
定期健診で病気予防

職場の「定期健康診断」、忙しいから、病気が見つかるのが不安だから、面倒だから、などの理由で受けない人もいますが……。

労働安全衛生法第66条により、事業者は一定の検査項目について、毎年、医師による健康診断を実施しなければなりません。通常は1年以内ごとに1回、特定業務(深夜業、有害物取扱い、暑熱・寒冷環境などの業務)に常時従事する労働者に対しては、配置換えの際および6か月以内ごとに1回、健康診断を実施することとされています。

パートタイム労働者は、事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の週所定労働時間の4分の3以上働くパートタイム労働者に対して、1年(特定業務に常時従事する場合は6か月)以内ごとに1回、定期健康

診断を実施する必要があります。また、通常の労働者の週所定労働時間の4分の3未満、2分の1以上働くパートタイム労働者に対しても、一般健康診断を実施することが望ましいとされています。

また、派遣労働者は、派遣元事業所において一般健康診断を行わなければならないとされています。

平成20年4月から、脳・心臓疾患を予防する観点から、健康診断項目が改正されています。

①腹囲の検査を追加

肥満の指標として主として用いられてきたBMIに比べ、腹囲(内臓脂肪)が脳・心臓疾患の発症と関連するとの報告が数多くなされ、肥満のリスク指標として優れていることから追加

②血中脂質検査のうち、血清総コレステロールを低比重リポ蛋白(LD

L) コレステロールに変更

LDLコレステロールは、いわゆる悪玉コレステロールと言われ、単独で脳・心臓疾患の原因となる動脈硬化の強い危険因子になることから変更

厚生労働省の「平成24年 労働安全衛生特別調査(労働者健康状況調査)」によると、過去1年間に定期健康診断を実施した事業所の割合は91.9%(23年調査91.2%)で、事業所規模別にみると、500人以上の規模で100%実施され、30~49人規模では96.8%、10~29人規模では89.4%でした。

過去1年間に定期健康診断を実施した事業所における常用労働者のうち、定期健康診断を受診した労働者の割合(受診率)は81.5%で、そのうち、有所見者の割合は、41.7%でした。

就業形態別定期健康診断の実施状況

